万国労働者団結せよ！　万国の労働者と被抑圧民族団結せよ！

労働者共産党 中央機関紙

プロレタリア

第657号（統合301号）
2024.7.1
1976年6月7日第三種郵便物認可《月1回刊1日発行》
定価150円（12回送料込2500円・密封2800円）

発行所・新世界通信　発行人・小川春夫
東京都足立区梅島2－38－11－303
TEL 03(3849)4953　FAX 03(3849)4938
郵便振替　00160－4－174947
E-mail ga3129@i.bekkoame.ne.jp
URL http://www.bekkoame.ne.jp/i/ga3129

半年も米兵犯罪を隠蔽

沖縄の戦争体制作りが凶悪性犯罪の元凶

昨年末に起きた沖縄米兵による少女暴行凶悪事件等について、事件発生から半年余、起訴から3ヵ月もの間、沖縄県警が公表せず、とくに日本政府が諸事件を把握していたにも関わらず、沖縄県（したがって沖縄県民）に知らせないましていたことが、6月25日になって発覚した。

この半年余の間に何があったか。年末28日の（米軍に提供する）辺野古新基地工事変更の代執行、1月10日の大浦湾埋立開始、3月の自衛隊勝連基地ミサイルの配備、4月の日米首脳会談、5月17日のエマニュエル米駐日大使による米軍機を使った与那国来島など、沖縄の戦場化を厭わない日米の臨戦態勢が進められ、また6月16日の沖縄県議選、6月23日の沖縄全戦没者追悼式があった。

岸田自公政権が、日米の戦争体制作りに不利な事件はひた隠しにし、沖縄県民の安全と尊厳を無視していることは明白である。これを正さなければ全国でも、米軍・自衛隊・公職者の犯罪が隠蔽されていくだろう。

中心の事件は昨年12月24日犯行で、嘉手納基地の米空軍兵長が容疑者の、16歳未満の少女への誘拐・性暴力事件。3月27日に不同意性交罪・わいせつ目的誘拐罪で起訴されたが、米軍によると起訴後、保釈金を払って身柄は米軍側に。この日、外務省の岡野事務次官がエマニュエル大使に米軍綱紀粛正求めたが、沖縄県には事件を伝えず。6月25日に地元メディアが裁判所の公判掲示で事件を知って発覚した。7月12日に地裁初公判。裁判権が日本にある事件でも、容疑者が逃走する懸念がある。基地内で身柄確保になっているのかどうか、不明である。

玉城デニー知事は25日の会見で、「未成年の少女の身に危険が及ぶようなことが起こってしまった。本当に強く、強く抗議しなければならない」と憤った。

さらに、5月26日犯行で、海兵隊上等兵が不同意性交致傷罪で6月17日に起訴された事件が、やっと28日になって公表された。

また、1月に不同意性交容疑で逮捕、不起訴になっていた海兵隊員の事件も同日公表されたが、沖縄県警は通常、不起訴あるいは非公表事案は、県に伝えない。玉城知事は28日、鎌谷県警本部長に「重大事件を公表しないことが、地域住民や子どもの安全確保への懸念を生じさせる」と申し入れた。

6月県議選は、残念な結果（県政与党20、野党28）となったが、米兵犯罪根絶は超党派の課題である。犯罪の根源・軍事基地のない沖縄へ向け、「オール沖縄」の真摯な総括に期待したい。

（W）

6・21大阪

韓国オプティカルハイテック闘争勝利へ

日東株主総会で追及

韓国オプティカルハイテック闘争は、この6月、大きな節目を迎えた。

5月に入り韓国OP労組は、平澤（ピョンテク）にあるもう一つの日東電工百%子会社、日東オプティカルハイテックの工場前に、19日からテントとコンテナを設置し座り込みに入った。これは、上部組織の産別労組全国金属労組が全面的に取り組む闘いとなっている（韓国OP労組の正式名は、全国金属労組韓国オプティカルハイテック支会）。

当日は韓国国会においても、韓国OP労組は共に民主党の国会議員と共に記者会見を開き、組合員の雇用継承を訴えている。この平澤の闘いに対し当日、日東側は警察官、市民千数百名に弾圧を加え、多数の逮捕者を出す事態となった。この事態に対し、韓国各界から非難の声が上がった。

韓国OP闘争の経過をふり返ると、一昨年2022年10月に亀尾市にあるOP工場で火災が発生し、工場が全焼というのが発端。翌11月に突然会社側は、会社の結算、全員の解雇をメールで通告。しかし工場には、火災保険が掛けられており、工場再建には十分すぎる額の金額が下りていた。解雇撤回と工場再建の要求を頑なに拒み続ける会社側に対し、組合側は、延焼を免れた組合事務所のある事務棟に立てこもった。これに対し日東側は、工場撤去と組合事務所の明け渡しのために、仮差押えや仮処分攻撃を組合員個人にかける。しかし組合は、仮差押え攻撃を跳ね返し、仮処分の金額は、組合側

4～5月、第20回「釜ヶ崎講座」学習会

釜ヶ崎の中から外国人居住生活者のことを知る

釜ヶ崎講座が去る4月、5月と連続形式で、「第20回釜ヶ崎講座学習会」を開催した。

今回の学習会は「釜ヶ崎の中から外国人居住生活者のことを知る」と題して、「基礎学習」「本学習」と2回に分けての内容。理解度を高めるために複数の学習を持つという開催企図であった。

近年、330万人といわれる外国籍移住・居住者の増大は、ここ大阪西成・釜ヶ崎も例外ではなく、仕事や学業をこなしながら生活し、往来する姿が頻繁に見受けられる状況が日常化している。

釜ヶ崎講座は、先の2023年5月の第19回学習会「釜ヶ崎の人口動態について」で、講師の水内俊雄氏からレクチャーをうけた。そこで近年西成区の人口の動きを大きく変えていこうとする外国籍移住・居住者の実態を知ったことが、今回の企画への伏線・動きとなった。

▼4・13基礎学習会

前段の基礎学習会は4月13日に開催。講師は、国籍・セクシャリティ等を問わず外国人や日HIV疾患を抱える人などの人権救済と支援にたずさわっているNPO法人・CHARM（チャーム）の青木理恵子さん。当日は青木さんの寄案にて、元技能実習生のAさんをゲストとしてお招きすることで、日本での就労生活のリアルなお話を聞きながらのものとなった。

当日の会場、わたなべ往診歯科3Fは37名の参加者を数えて、盛況であった。

青木さんは、この日の学習要綱として①日本に滞在する外国籍の人の在留資格、②技能実習制度、③難民問題、④日本社会の将来と4区切りに分け、限られた時間の中でも要点が明白な説明であった。

青木さんおよびAさんの発言要旨は、概要以下のとおりであった。

イ、在留資格の種類は27種類。国・監督庁は在留中の行動を厳格に決めている。していいこと、だめなことの区分けが制限され、きびしい。

ロ、技能実習生のみに限らず、労働現場での日本語教育学習の場は、ほとんど仕事の忙しさの中で設けられない。従って安定したコミュニケーションがいつまでたっても向上しない。

ハ、暮らしのプライバシー侵害が著しく、Aさんは3人で1部屋、台所で寝起きしていたと証言。（のち特定技能資格取得後、解消された）

ニ、すべてではないが、長時間労働の実態が横たわり、報酬増の見返りとしてのその存在が就労の中身として内包されている。（日本の労働人口の下支え・安全弁としての構図）。

ホ、事前学習、渡航費用等、経費は前借金であり、債務奴隷といわねばならない。

ヘ、日本の難民認定率は約2%台（イギリス、カナダは55～56%台）で異常な数値。認定されても就労できない、保険加入できない、原則移動できない、知り合いがいなければ生きることもできないという実情。

2カ月ごとの入管出頭の義務。突然収容されて身心不安定になる人も多い。

ト、日本社会は、「優越意識」と「隠蔽体質」におおわれた外国人対策の国と言わねばならない。改正入管法（今国会）24年5月21日衆院可決、6月14日参院可決・成立）での永住権はく奪条項は、日本社会の・自ではないというメッセージをすべての在留外国人に与えるものであり、多大な不安・不信を拡大している。

チ、時代は共生社会が前提という環境に直面しており、準備増強をするどころではない。未来人間がいだく思いやり・共感といった精神を発揚できる社会づくりに向け、私たちは進まねばいけない。

という中味であった。このような基本認識の中から5月18日の本学習の場に推移していく。

▼5・18本学習会

5月18日、「釜ヶ崎の中から外国人居住生活者のことを知る・本学習」は場所を西成区内・太子福祉館に変え、夕刻6時より開催、約60名の労働者・市民、医療・福祉従事者、弁護士等、多様な人々の参加をえた。

当日の講演者として、ベトナム人医師のファム・グエン・クイー先生（京都民医連中央病院腫瘍内科専門医長）をお招きして、「在日外国人の抱える医療問題と相談支援活動について」と題した講話を約1時間強で語っていただいた。なお、お話の前提として先の基礎学習を担当された青木さんより、その学習内容報告があった。

クイー先生は、穏やかな日本語1級の語り口で、①在日ベトナム人が困っている健康問題、②受診しにくい原因、③ベトナム人の健康等のネットワーク活動、④支援活動の中で感じる問題の4点を中心に持論を展開された。概要以下の内容と訴えであった。

イ、近年の在日外国人労働者数（国籍別）は20年時点でベトナムが1位となり、その数も今日では50万人超となっている。資格は技能実習・資格外活動に大半が集約される。

ロ、健康問題における症状別所見では、腰の痛みに代表される長時間労働の結果と推定されるもの、環境の変化から思われる喉の痛み・睡眠、皮膚のむくみ等の症状がみられる。また、これらとは別にメンタルヘルスの部分では、抑うつ症状や不安症状の訴えが多い。

ハ、ベトナム人はとにかく受診すれば結果をいち早く知りたい、つきとめたいという一種の国民性があり（国民性もあるが就労生活の過密性が背景にあると感じた）、その点、言語の行き違いや習慣・文化の相違とリンクすることで、結果、少々のことでは受診しない、我慢して生活するという状況を生んでいると思う。また初診から次の病院へ行っても、安堵できない様々な壁が立ちはだかっていると感じている。

ニ、その壁とは言語、情報、低所得の3つに集約される。決定的因子は「言葉の壁」で、病院へ足を向けにくくしていると言わねばならない。こうした医療アクセス問題の克服としては、医療通訳サービスの普及、やさしい日本語教育の普及、支援団体との連携だ。

ホ、近年、ベトナム人を中心とした各コミュニティーの場で健康相談や情報の普及の活動に参加しているが、情報・知識をもっていない外国人の多さを感じる。病院にとどまらず、地域での医療確立に是非つなげていきたい。釜ヶ崎でも今後の連携をお願いしたいし、私も出ていきたい。

という中味であった。

学習会後半では、医療、薬剤の処方、メンタル面、そして法制運用の課題等々、外国人問題に対しての多様な立場からの質疑応答が続いた。討議の集約する形で釜ヶ崎講座の波瀾さんが、「立会」は場所を西成区内・太子福祉館に変え、夕刻6時より開催、約60名の労働者・市民、医療・福祉従事者、弁護士等、多様な人々の参加をえた。

当日の講演者として、ベトナム人医師のファム・グエン・クイー先生（京都民医連中央病院腫瘍内科専門医長）をお招きして、「在日外国人の抱える医療問題と相談支援活動について」と題した講話を約1時間強で語っていただいた。なお、お話の前提として先の基礎学習を担当された青木さんより、その学習内容報告があった。

クイー先生は、穏やかな日本語1級の語り口で、①在日ベトナム人が困っている健康問題、②受診しにくい原因、③ベトナム人の健康等のネットワーク活動、④支援活動の中で感じる問題の4点を中心に持論を展開された。概要以下の内容と訴えであった。

イ、近年の在日外国人労働者数（国籍別）は20年時点でベトナムが1位となり、その数も今日では50万人超となっている。資格は技能実習・資格外活動に大半が集約される。

ロ、健康問題における症状別所見では、腰の痛みに代表される長時間労働の結果と推定されるもの、環境の変化から思われる喉の痛み・睡眠、皮膚のむくみ等の症状がみられる。また、これらとは別にメンタルヘルスの部分では、抑うつ症状や不安症状の訴えが多い。

ハ、ベトナム人はとにかく受診すれば結果をいち早く知りたい、つきとめたいという一種の国民性があり（国民性もあるが就労生活の過密性が背景にあると感じた）、その点、言語の行き違いや習慣・文化の相違とリンクすることで、結果、少々のことでは受診しない、我慢して生活するという状況を生んでいると思う。また初診から次の病院へ行っても、安堵できない様々な壁が立ちはだかっていると感じている。

ニ、その壁とは言語、情報、低所得の3つに集約される。決定的因子は「言葉の壁」で、病院へ足を向けにくくしていると言わねばならない。こうした医療アクセス問題の克服としては、医療通訳サービスの普及、やさしい日本語教育の普及、支援団体との連携だ。

ホ、近年、ベトナム人を中心とした各コミュニティーの場で健康相談や情報の普及の活動に参加しているが、情報・知識をもっていない外国人の多さを感じる。病院にとどまらず、地域での医療確立に是非つなげていきたい。釜ヶ崎でも今後の連携をお願いしたいし、私も出ていきたい。

という中味であった。

学習会後半では、医療、薬剤の処方、メンタ

（4面より）

浜時代以後になって、東京遺跡と同じ場所につくられたアイヌの墓地から掘り出されたものであることが明らかにされたのである。

社会科学者との緊密な共同作業もなしに単独で、あたかもアイヌ民族の来歴をすべて解明できるかのような不遜な態度は、見事に木っ端みじんに粉砕されたのである。

（iv）アイヌ政策再構築でも和人主導

国連の「先住民権利宣言」が、2007年9月に採択され、これに沿って、2008年6月、衆参両院で「アイヌ民族をのみならず様々な生き様先住民とすることを求める決議」が採択され、同年7月に、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」（官房長官の私的懇談会）が設置された。そして、「有識者懇談会」の報告を受けて、2009年に「アイヌ政策推進会議」が設置されたことは、前号で既述した。

以降、2019年5月に、「アイヌ施策推進法」（アイヌ新法とも称される）が成立するまでの間、アイヌ政策やアイヌ新法の準備に係る活動を主にリードし推進したのは、アイヌ政策推進会議と、その下に組織された「民族共生の象徴と有識空間作業部会」、「北海道外アイヌの生活実態調査作業部会」である。

2009年12月に設置されたアイヌ政策推進会議（内閣官房長官が座長）の下の「象徴空間に関する作業部会」は「象徴空間」（ウポポイと呼ばれる）の概要計画を作成し、これをさらに政府担当職員などが修正・改訂し、「詳細なマスタープランと建築設計案」が2016年、アイヌ政策推進会議により採択された。（『アイヌの権利とは何か』P.132）。

「象徴空間」は、白老町に近いポロト・コタンにある旧アイヌ民族博物館（1960年に開館、2018年3月に閉館）の敷地内に建設され、国立アイヌ民族博物館、国立民族共生公園、戦前・戦後に略奪されアイヌ民族に「返還できない」遺骨の慰霊施設の三つが主要要素とされた。ウポポイは、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に合わせたタイミングで、かなり強行スケジュールで開館が計画された。（しかし、2020年の五輪はコロナ禍で延期された）

アイヌ政策推進会議の作業部会は、2017年12月からわずか3カ月であるが、当事者である各地のアイヌへの「アイヌ政策再構築に係る地域説明会」を始めた。政策再構築のための、先住民族アイヌの人々の意見・要求などの聴取・確認ではなく、あくまでも上からの「地域説明会」でもあった。それでも北海道各地のアイヌ286人が参加したといわれる。そこでの主な意見は、次のようなものであった。

1　先住民族としてのアイヌの社会的立場を法律に明記すること。

2　アイヌに国有地で活動する権利を与えること。

3　伝統的な漁業権の復興、伝統的な生活習慣の創出の場を北海道各地に創設すること。

4　自律的な経済社会活動の支援。

5　過去に人類学者や考古学者らによって奪われたままのアイヌの遺骨の返還。

（北大開示文書研究会など編『アイヌの権利とは何か』かもがわ出版　2020年　P.58）

もちろんこれら以外にも、アイヌ文化やアイヌ語などの教育、高齢者への福祉向上、アイヌ民族に対する収奪・抑圧の長い歴史にかかわり、日本政府の正式な謝罪など、いくつもの重要な要求もあった。

地域説明会が終わった後の2018年5月、アイヌ政策推進会議が採択した作業部会報告書が公表された。しかし、これらの提案（＊地域説明会でのアイヌの人々の提案）のほとんどについて検討すらしていないことが明らかでした。」（『アイヌの権利とは何か』P.58）と、テッサ・モーリス＝スズキ氏に批判されている。

「意見聴取」は、まさに体裁を取り繕うものであり、完全なアリバイ証明でしかない。本当にアイヌ政策のための意見聴取であるならば、マスタープランができる前に、アイヌの人々から行なわれるべきである。和人主導で、和人のための「アイヌ政策再構築」であるがゆえに、「意見聴取」はおざなりであり、「意見聴取」というよりも、あくまでも政府の方針の説明なのである。（つづく）

《補論　ゲノムとミトコンドリア》

ゲノム（genome）は、「遺（伝子）を意味するgene と「全体」を意味するome が合体した造語と言われる。太田博樹氏によると、ゲノムとは「ある生物がその生物たりうるに必要な遺伝情報の総体」（同著「ゲノム情報に基づく人類学」東大出版会　P.156）である。

ゲノムは、「人種神話を解体する」（『人種神話を解体する』2020年　P.38）と定義されている。ゲノムが情報であるのに対し、DNAはゲノム情報を刻んだ物質（デオキシリボ核酸）である。DNAはスクレオチドという分子がつながって出来ており、スクレオチドはデオキシリボース（糖）、リン酸、塩基（酸と反応して塩（えん）を生ずる化合物）の3つの部分から構成されている。塩基には、アデニン（A）、シトシン（C）、グアニン（G）、チミン（T）の4種類がある。「AはTと、CはGと結合して、重らせん構造をとる。細胞の中では、この二重らせんの鎖にヒストンなど複数のタンパク質がからみつき、折りたたまれて細胞核と呼ばれる場所に格納されている。この折りたたまれた構造体が『染色体』である」（同前）。

人間のゲノムにはおよそ32億個の塩基体（二重らせんを形成しているもの）が含まれている。人間の染色体は、46本から構成されており、そのうち44本は常染色体であり、2本が性染色体である。この46本は母親から受け継いだ染色体23本と、父親から受け継いだ染色体23本である。どちらの親からも同じような22本が伝わるが常染色体で、X染色体とY染色体の2種類が存在するのが性染色体である。女性の場合はX染色体が2本、男性の場合はX染色体とY染色体が1本ずつ含まれている。

人間の持つDNAは、細胞核内にある2個のゲノムのほかに、細胞質内のミトコンドリアにも存在している。これは細胞核内のゲノムよりもはるかに少なく、1万6500塩基ほどしかない。しかも、細胞質は卵子にはあるが、精子にはない。従って、すべての人の細胞質は母親のものと同じであり、父親が持っているミトコンドリアは子どもに伝わらない。

なお、一九九〇年代ごろまでに……個別の遺伝子や遺伝マーカー、ミトコンドリアDNA（ミトコンドリア）などが調べられ、人類集団では一般的に集団内の遺伝的多様度よりも集団内の遺伝的多様度の方が大きいという結果がえられた。……つまり、いかなる人類集団も遺伝的多様性の八五～九〇%を集団内に持っているという結果であり、人類はお互いきわめて似ているということが明白になった。このため、『人種』という概念の無効性が認識されるようになった。すなわち、『人種』には生物学的実質は伴わないということが、研究者のあいだでコンセンサスとなった。」（同前　P.295～296）のである。白色人種―黄色人種―黒色人種というヒエラルヒーの誤り（人種差別）が、DNA分析でも裏付けられたのである。

原発事故の国家責任を問う国際的共同

「司法の劣化を許さない6・17最高裁共同行動」に950人超

東京電力福島第一原発事故から11年がたった2022年の6月17日、この未曾有の事故で国の賠償責任を否定する最高裁判決が初めて出された。その判決から2年目の先日6月17日、「司法の劣化を許さない6・17最高裁共同行動」が都内千代田区の最高裁判所周辺で開われ、950名以上の労働者・市民が結集した。

「最高裁の不当判決を許せば、再び深刻な原発事故が引き起こされる」との思いから実現した、画期的な共闘である。「原発事故は国の責任」、「司法の独立はどこ行った！」などの声を上げた。主催は、原発事故被害者訴訟原告団全国連絡会や福島原発刑事訴訟支援団など、脱原発・原発訴訟・人権をめぐって闘う諸団体で構成する6・17最高裁共同行動実行委員会。希望ある共同行動が、今後も引き続いて闘われることが期待される。

2年前の最高裁第2小法廷は、生業訴訟および群馬・千葉第二陣・えひめの原発被害者訴訟の4訴訟に、国の損害賠償責任を否定する不当判決を下した。判決は、「事故当時の津波対策は防潮堤等の設置を基本とするものであり、発生した地震による津波は、想定よりはるかに規模の大きいものので」「仮に経済産業大臣が東電に津波対策を命じていたとしても、事故が発生する可能性が相当にあった」とした。

しかし最高裁判決は、「原発は、万が一にも事故を起こしてはならない」とした伊方原発最高裁判決に反し、また高裁判決で確定した事実認定にも反した反動判決である。

この22年6・17最高裁判決の以降現時点で、全国で出された8つの高裁判決と1つの地裁判決のいずれも6・17判決を模した判決が出され、国の責任を認めてはいない。今後様々な裁判でこれに追随するのは確実だろう。

岸田政権による原発推進回帰によって、原発事故の危機は拡大している。最高裁判決をこのまま許すことなく、被害全面補償と過酷事故防止の両方で、国が法的責任を明確にさせることが求められている。国の責任を明確化し、原発廃止政策に向かわせる。

◎前段集会

行動は、メインの「人間の鎖」を前に、前段集会と最高裁要請行動が最高裁西門付近で行なわれた。

前段集会は、共同行動の実行委員長でいわき市民訴訟原告団の伊藤達也さんの挨拶で開始。伊藤さんは、「6・17最高裁判決以降、最初に訴訟を起こしたのは我々だ。最高裁に上告し、審議をしてきたことこそ正道。仲谷高裁は、国が何もしなかったのは問題と言いつつ、しぶしぶ国に追随した。そして最高裁は、審理をしないと決定した。最高裁は未来に誇れる決断を下すことが使命。司法の劣化を許さないため、この行動を企画した」と経過を報告した。

次いで福島原発刑事訴訟支援団、武藤類子副団長は、「最高裁に力を合わせ一つの行動を行なうことに、大きな力を感じている。東電刑事裁判は現在、最高裁第2小法廷で係属。東電と癒着した巨大法律事務所、西村あさひ法律事務所の元代表草野耕一裁判官の回避を求めて、2万筆以上の署名を集めた。裁判官には公平中立な立場が必要」と訴えた。

東電株主代表訴訟の木村結さんは、「2年前の7月13日に勝利判決が出た。勝利の要因は、裁判官として初めて現場検証をしたこと。もう一つは、証人の技術者が水密化は一般的な技術で対策も安価と証言し、裁判官がこれを受け止めたこと。裁判官の想像力や市民感覚こそが正当な判決の要」と指摘した。高裁での10・25原発敷地内現地進行協議、11・27最終弁論の日程を報告した。

子ども脱被ばく裁判原告団の今野寿美男さんは、「子どもたちを護りたい、心で14年福島地裁に提訴するも却下され、仙台高裁も、審判決と同様の結果で、全て行政の裁量権とした。裁判では、司法が子どもたちを護らずどこが護るのかと怒りの声が上がった。国に人生を変えられた子どもたちに向き合わずに、裁判官と言えるのか！」と大人たちの責任を訴えた。

そして、止めよう！東海第二原発首都圏連絡会が挨拶。「最高裁の民事不当判決は、再稼働差止訴訟にも影響する。水戸地裁は東海第二の再稼働を認めない判決を出した。しかし6・17判決の内容があれば再稼働はあり得る。ヒューマンチェーンで各団体の垣根を越えてつながろう！」と呼びかけた。

発言はこの他、原発避難者の住宅追い出しを許さない会、ひだんれんが、建設アスベスト訴訟など十数団体が発言。最高裁南門での要請書提出行動が貫徹されて、行動前段が終了。

◎ヒューマンチェーン

午前11時40分、最高裁正門に向って続々と参加者が駆け付け、予定の700名を上回る900名によって、最高裁を包囲する「人間の鎖」が予定の20分前に完成した。

そして正午からプログラム再開、950名を超える人々の怒りの渦の中で闘いが開始された。多摩川太鼓に合わせたコールとうちわ行動、そして3分間スピーチを3波に渡って繰り広げて、最高裁を糾弾。「6・17判決を許さない！」「被害者救済どこいった！」「未来に誇れる判決を！」の声が最高裁一帯を包み込んだ。

この1時間に渡る行動で終了、闘いの継続を誓い合って、各現場へ散会した。

今回の最高裁共同行動で、各種の原発訴訟の闘い、各地の再稼働反対の運動などなど全国に多数の団体が存在し、それぞれの闘いが展開されていることが改めて実感された。これまでも具体的課題で連帯して闘う必要は叫ばれてきたが、今回の共同行動はまさに画期的な闘いとして打ち抜かれたと言うべきだ。

必要に応じて共同行動を広範に組織し、反動判決を許さず、自公政権の原発推進政策を打倒していくことが求められている。共に闘わん！

（東京O通信員）

【東海第二原発】

規制庁も欠陥工事指摘

【志賀原発】

金沢で6・30全国集会

東海第二原発（茨城県東海村）の防潮堤基礎部分で、昨年4月に施工不備が見つかった問題について、原子力規制庁が日本原電㈱に当該部分の建設アスベスト訴訟などを含めて検討するよう求めたことが判明した。

6月18日の原子力規制委員会審査会合で規制庁の担当者が、原電の行なった音響審査には充分な信頼性が無いと指摘。地中を掘って採取したサンプルの分析結果等も科学的合理性が薄く、不備の全容を把握できるものではないと発言した。そして、鉄筋の変形もふまえて防潮堤の設計自体を抜本的に変更し、不備の見つかった部分の建て直しを含めて検討するよう求めた。

翌19日の定例会見で山中伸介規制委員長は「不具合の全体像が見えていない。きっちり検査して設計について再検討してほしい。造り直しを含めて検討して直く必要がある」と発言した。

これまで日本原電は、「コンクリート補修と基礎中心部への鉄筋の追加配筋で問題なし」の一点張りで、規制庁も容認していた。

そもそも今回の規制庁の要請は再稼働を前提とした発言ではあるが、このかんの再稼働反対派の指摘や、5月27日に実施された周辺6市村首長の見つかった部分の建て直し、審議を含めて検討するよう求めた。

翌19日の定例会見で山中伸介規制委員長は「不具合の全体像が見えていない。きっちり検査して設計について再検討してほしい。造り直しを含めて検討して直く必要がある」と発言した。

これまで日本原電は、「コンクリート補修と基礎中心部への鉄筋の追加配筋で問題なし」の一点張りで、規制庁も容認していた。

そもそも今回の規制庁の要請は再稼働を前提とした発言ではあるが、このかんの再稼働反対派の指摘や、5月27日に実施された周辺6市村首長の視察も影響したものと思われる。この視察では、「実際よく見て分かった」、「けっこう大変な具合」、「どう考えても工事は9月に終わらない」等の意見が出された。「工事再開は来年か」、「8月に再稼働延期を発表か」との声もある。

規制庁の要請に、原電の村松衛社長は、「今年9月までの工期は非常に厳しい」と繰り返しているが、工期の変更を一度も口にしていない。「規制庁がどこまで本気かは疑問。厳しいことは言うけど」との識者の声もある。9月再稼働阻止・廃炉の声を高め、追撃する必要がある。

他の再稼働情勢では、このかん関西電力が、美浜3号機を突破口に高浜1・2号機の老朽原発を、また高浜3号機、大飯3・4号機を再稼働させた。関電は、「使用済み核燃料の中間貯蔵施設を23年末までに福井県外に探す」探せなければ老朽原発を停止する」という約束を反故にし、福井県杉本知事もこの約束違反を容認している。司法も、これら老朽原発の運転差し止め仮処分を今春次々と却下した。

これらを許さず、6月9日大阪市うつぼ公園で、「とめよう！原発依存社会への暴走」大集会が行なわれ、各地から1400人が参加。志賀原発廃炉訴訟原告団の北野進さんが参加し、能登半島地震の教訓を訴えた。志賀原発（北陸電力）は幸い停止中であったが、変圧器油漏れ、ターピン故障、周辺モニター故障などを起こし、道路は寸断された。原発震災に、安全な避難・屋内退避は無い。

6月30日、金沢市で「さよなら！志賀原発全国集会in金沢」が、「能登半島地震は最後の警告だ！」を掲げて行なわれ、1100人が参加。主催は、訴訟原告団などによる同集会実行委。共催・さようなら原発千万人アクションであるが、実行委には全国から非常に多くの団体が名を連ね、志賀原発被災への広い注目が伺われた。

島根原発2号機（中国電力、松江市）の再稼働存社会への暴走」大集会が行なわれ、各地から1400人が参加。志賀原発廃炉訴訟原告団の北野進さんが参加し、能登半島地震の教訓を訴えた。志賀原発（北陸電力）は幸い停止中であったが、変圧器油漏れ、ターピン故障、周辺モニター故障などを起こし、道路は寸断された。原発震災に、安全な避難・屋内退避は無い。

6月30日、金沢市で「さよなら！志賀原発全国集会in金沢」が、「能登半島地震は最後の警告だ！」を掲げて行なわれ、1100人が参加。主催は、訴訟原告団などによる同集会実行委。共催・さようなら原発千万人アクションであるが、実行委には全国から非常に多くの団体が名を連ね、志賀原発被災への広い注目が伺われた。

島根原発2号機（中国電力、松江市）の再稼働は、安全対策工事の遅れで8月から今年12月に延期された。5月15日広島高裁松江支部が、島根・鳥取県民が求める差し止め仮処分を却下、同31日島根県丸山知事が再稼働容認コメントを出した。

島根原発は全国唯一の県庁所在地の立地であり、周辺30キロ圏内45万人はかなり多い。中国電力によれば上関・中間貯蔵施設建設の策動も大問題だ。

岸田自公政権と電力資本の原発暴走を、全国各地から止めよう！（A）

都知事選へ檄、国会正門前6月「19の日」行動

さよなら自民党政治

国会の実質21日閉会を前にした6月19日、裏帯の改正政治資金規制法案が自民・公明のみの賛成によって成立した。岸田自公政権の支持率のほうは、自民党の政権復帰以来最低の16・4％（時事通信6月7日調査）に落ちこんでいる。

この中、各地で「19の日」行動が、裏ガネ腐敗の自公政権を糾弾して行なわれた。東京では夕刻、103回目の行動が「the END自民党政治6・19国会正門前行動」として行なわれ、議事堂前に労働者市民1000名が結集した。主催は、戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委と9条改憲NO！全国市民アクション。

行動は、戦争させない千人委の染裕之さんによる主催者挨拶で開始。「本日参院本会議で、改正規正法が自公の強引な採決で成立した。わずか27時間の審議で多くが検討されないまま、ずさんな上乗せ・横だけ」と批判した。終盤国会では6月19日、緊急時に国の指示権を拡大する地方自治法改悪案が成立させられた。

社民党の福島瑞穂参院議員は、「今国会では、有事に向けてたくさんの法案が成立した。安保3文書の具体化だ。岸田は改憲についても、規制法成立後の党首討論で、明日の憲法審査会に一歩踏み出すなどと発言した。自公政権を必ず退陣させよう！」と訴えた。6月14日成立の人管法改悪案も、定住外国人の永住権はく奪を可能とするもので、戦争と一体の排外主義の攻撃である。戦時の食糧作付強制を意図した食料供給困難事態対策法も制定された。

発言はその他、立民の打越さく良（新潟）、共産の田村智子の両参院議員からも。

市民発言では、保坂展人世田谷区長が登壇「岸田政権が地方自治法を改悪するのはなぜか。国はコロナの時、PCR検査をやり過ぎないよう指示した。検査を抑制する国は世界に無い。PCR検査をやる体制を作るべきだった。自治体に任せるべきだったのだ。つまり国がねらうのは戦争体制。必要なのは国の指示権拡大ではなく自治権の拡大だ」と指摘した。

改憲問題対策法律家6団体連絡会の大江京子弁護士は、「憲審では、緊急事態での議員任期延長が焦点。民主主義を破壊してずっと議員でいたいと言っている。」「改憲派はゆうに3分の2を超えなかった。しかしできなかった。運動が阻止した。改憲の論理も破綻した」と発言。

そして最後の発言者は、都知事選候補者選考委員会の宇都宮健児弁護士。「いよいよ明日は都知事選の告示日です。私たちは5月27日の選考委員会で蓮舫さんも人生最大の決断として応えてくれました。昨日の中野ゼロホール、6・18都政を変えようオール東京大集会」はたいへんな熱気で、人にやる気を与えました。市民と野党の共闘で、蓮舫都政を実現しよう！」と訴え、大きな拍手。

最後に、総がかり実共代表の菱山南帆子さんが、「岸田はいつまでこの悪政を続けるのか。私たちは闘いのギアをつ上げ、岸田政権打倒・さようなら自民党を掲げる！」と訴えつつ、以下行動提起。

7月7日、東京都知事選挙投票。

10日、市民集会・とりもどそう立憲主義と平和憲法、参院議員会館講堂・午後2時。

12日、有楽町ウィメンズアクション、午後6時。

19日、第104回「19の日」行動、議員会館前・午後6時半。

なお9月の第106回「19の日」行動は、日比谷野音を予定。

4月衆院3補選の以降も、5～6月と各地の自治体首長選挙などで自民系が負け続けている。朝日新聞6月15日調査では、自民党支持率は初めて一割を切って19％となり、自民党の金権体質は変えられないとの回答は84％に達する。

しかし、一連の地方選の多くは低投票率。有権者の山は動かずでは、さようなら自民党には程遠い。都知事選は現職小池Ⅱ実質自民党との正面戦、山は動くか、動かせるのか。（東京O通信員）

広がる先住民族の闘いと深まる先住権思想⑱

続出する遺骨返還訴訟で一部返還

▼堀込　純一

（9）遺骨返還をめぐる攻防

（i）大部分の遺骨をウポポイに集約

2013年6月14日、アイヌ政策推進作業部会の第二回会議は、遺骨返還の基本的考え方を次のようにまとめた。

1　〔遺骨について〕海外では民族又は部族に返還する事例が多くみられること、コタンまたはそれに対応する地域のアイヌ関係団体に遺骨を返還することが、アイヌの精神文化を尊重する観点から望ましい

2　一方、現実問題として、現在、コタンやそれに代わって地域のアイヌの人々すべてを代表する組織など、返還の受け皿となりうる組織が整備されているとは言い難い。

3　このため、返還が可能な遺骨については、まず祭祀継承者たる個人への返還を基本とし、地域のアイヌ関係団体など、本来の祭祀継承者以外の方への返還については、法的な論点の整理を含め、今後の検討課題とする

（『アイヌの遺骨はコタンの上へ』P.375）

2014年6月13日、安倍内閣は「アイヌ文化の復興等を促進するための『民族共生の象徴となる空間』の整備及び管理運営に関する基本方針」を閣議決定する。この結論は、端的に言って「無断で持ち去った人骨の内、個体の識別ができないものは慰霊堂へ」納骨（和人の論理）するというものである。（『民衆史遺産』第二三巻P.395）

また、閣議決定は、「先住民族にその遺骨を返還することが世界的な潮流となっていること」をふまえて、「象徴空間に遺骨等を集約し、アイヌの人々による尊厳ある慰霊の実現を図るとともに、アイヌの人々による受入体制が整うまでの間の適切な管理を行う」としている。また、この目的を達成するために、象徴空間にはアイヌ文化博物館などと並んで、「遺骨等の慰霊及び管理のための施設」を設置するとしている。

ここでいう「アイヌの人々による受入体制が整うまでの間……」という閣議決定の文言は、全くのマヤカシでしかない。アイヌ政策推進会議が提出した報告書には、遺骨を「研究に寄与することを可能にする」状態で保管するということがうたわれているからである（『民衆史遺産』第二三巻P.395）。また、閣議決定後も、アイヌ政策推進会議第八回政策推進作業部会（2014年8月18日）では、「返還できる遺族がいないという状況になってきたときには、研究対象になり得る」（同前　P.396）と発言がなされているように、集約した遺骨を研究対象とする意図が繰り返し表明されているからである。

そのからくりは、各大学等に保管されている遺骨の圧倒的多数は個体識別ができない（アイヌの葬送儀礼からすると当然のことだが）ことを前提としていることにあった。

文部科学省の調査によると、2014年1月時点で、全国12大学に、個体として確認できるアイヌ遺骨は1636件、そのうち個人が特定できる可能性があるものが23体、一人分の遺骨かどうかさえ確認できないものが515箱分である（2017年1月に公表された再調査結果では、それぞれ1676件、38体、382箱分とされている）。

圧倒的多数が、個人として特定できる可能性のある遺骨ではないのである。それを知りながら、政府は「返還できる遺族がいない」という状況になったときには、研究対象となり得る」とあえて記したのである。日本政府のゴマカシは明らかであり、個体識別ができない遺骨を研究対象とする魂胆がすけて見えるのである。

個体識別ができない遺骨であろうとも、アイヌの伝統的な儀式ではコタンの上に返すべきであり、決して特定の施設に保管することではない。

遺骨問題は、すべてのアイヌ民族に返還し、アイヌ自身の手による慰霊祭を行なうべきであろう。いつまでも遺骨を生まれ故郷の土に戻さないこと自身が、アイヌ民族に対する侮辱である。研究者は必要ならば、アイヌの中から研究協力者を募り、丁寧な説明と心からの納骨を得て、あくまでも対等な合意のうえで遺骨研究をするのが筋であろう。

（ii）遺骨返還運動は次々と続く

2014年1月、紋別アイヌ協会（畠山敏会長）が、遺骨1体の返還などを求めて、北海道大学を提訴する。（2016年に和解、遺骨返還）

この年1月、社団法人北海道アイヌ協会（2008年に北海道ウタリ協会から改称）が、公益法人北海道アイヌ協会に改められる。これにより、各支部は支部を解消して単位アイヌ協会となる。

アイヌの遺骨返還を求める提訴は続く。2014年5月、北海道浦幌町の浦幌アイヌ協会（差間正樹会長）が、団体として初めて、遺骨64体の返還などを求めて、北大を提訴する（2017年、和解、遺骨返還）。遺骨は北大医学部が浦幌町愛牛（あいうし）地区で発掘した63人分の遺骨と、同町十勝太（とかちぶと）地区で収拾した頭骨1人分のものである。

2015年1月、浦幌アイヌ協会の差間正樹会長は、政府による「象徴空間へのアイヌ民族遺骨の集約は人権侵害」とし、「日本弁護士連合会に協力者を募り、丁寧な説明と心からの納骨を得て、あくまでも対等な合意のうえで遺骨研究をするのが筋であろう。

遺骨問題は、すべてのアイヌ民族に返還し、アイヌ自身の手による慰霊祭を行なうべきであろう。いつまでも遺骨を生まれ故郷の土に戻さないこと自身が、アイヌ民族に対する侮辱である。研究者は必要ならば、アイヌの中から研究協力者を募り、丁寧な説明と心からの納骨を得て、あくまでも対等な合意のうえで遺骨研究をするのが筋であろう。

（ii）遺骨返還運動は次々と続く

2014年1月、紋別アイヌ協会（畠山敏会長）が、遺骨1体の返還などを求めて、北海道大学を提訴する。（2016年に和解、遺骨返還）

この年1月、社団法人北海道アイヌ協会（2008年に北海道ウタリ協会から改称）が、公益法人北海道アイヌ協会に改められる。これにより、各支部は支部を解消して単位アイヌ協会となることとなったために、「裁判所が提示した和解案の骨子は、被告は身元不明の遺骨も含めてすべての遺骨と副葬品を原告に引き渡し、一方原告は慰謝料の請求を放棄する」（植木哲也著『新版　学問の暴力』P.398）というものであった。

この和解案に対して、北大は「祭祀継承者への返還」に固執して難色を示したが、最終的には「裁判所が認める団体であれば返還する」ということに同意した（『蝦夷新聞』北海道版2016年3月26日）。前述の「コタンの会」の結成が、裁判所によって遺骨の受け皿と認められたためである。同年6月、返還された遺骨は、「コタンの会」の主宰で浦河町杵臼に再埋葬された。

遺骨返還運動はさらに続く。2017年7月、旭川アイヌ協議会が遺骨2体と副葬品の返還などを求めて、北大を提訴する（2018年和解、遺骨返還）。同年10月、「コタンの会」が新ひだか町静内（193体）と浦河町東幌別（2体）から掘り出された遺骨と副葬品の返還などを求めて、北大を提訴する。（2019年、2020年取り下げ）

だが、この訴訟には異論をもつアイヌの人々が存在したようである。裁判が進む過程で、「……途中から『新ひだかアイヌ協会』が裁判に参加してきました。そして、『静内から発掘された遺骨は、白老町の象徴空間の慰霊施設に入れるべきだ』と主張したのです。返還を求めるアイヌの中で意見がかかれることになり、裁判は膠着（こうちゃく）した末、取り下げざるをえなくなりました。しかも驚いたことに、新ひだか協会の役員会は、協会の方針に従わないとの理由で、遺骨の地域返還を求めた私たちを除名処分にすると言い出したのです。私（＊葛野次雄氏）は新ひだか協会の総会に出席して自分の思いを述べ、自ら退会しました。そして、志を共にする人たちと2019年9月、静内町神森生活館で新たに『静内アイヌ協会』を設立しました。静内のたくさんのアイヌが会員になってくれました。静内アイヌ協会こそが、アイヌの先住権を主張する私たちアイヌの乗りです。」（『アイヌの権利とは何か』かもがわ出版　2020年　P.98～99）と葛野氏は述べ、取り下げざるをえない事情を語った。

しかし、葛野次雄・静内アイヌ協会会長は、先の言葉にすぐ続けて、「必ず先祖の遺骨を取り戻したい。更に木を切る権利、サケを獲る権利、鹿を取る権利、土地を得る権利を実現してアイヌの生活を自立させたいと決心しています。」と、力強い決意を表明している。

2018年1月、「コタンの会」と浦幌アイヌ協会は、札幌医科大学と北海道を相手取り、同大が保管している遺骨36体を返還するように求めて、札幌地裁に提訴した。

2019年11月、浦幌アイヌ協会は、東京大学を相手取り、同大が保管している遺骨36体の返還を求めて、釧路地裁に提訴した。2020年8月、ラポロアイヌネイション（7月に、浦幌アイヌ協会から改称）が東大を相手取った訴訟は、和解となった。その内容は、東大が遺骨と副葬品を返還し、ラポロアイヌネイションは慰霊行為が妨害されたとして求めていた損害賠償請求を放棄する―というものである。

それにしても、政府はおろか、遺骨を保管する諸大学の態度は卑劣である。

浦幌アイヌ協会の差間正樹氏によると、「私たちはこれまでに、北大から2017年に82体、翌2018年に13体の合計95体の返還を受けたほか、2019年には札幌医科大学から1体の返還を受けて再埋葬しました。札医大の遺骨も、私たちが裁判を起こし、和解によってやっと戻ってきました。しかし、北大からも札医大からも直接の謝罪の言葉はありませんでした。」（『アイヌの権利とは何か』P.139）とのことである。

浦幌アイヌ協会は、2019年に、浦幌町立博物館から1体（十勝太若月遺跡から出土した遺骨で理蔵文化財）の返還を受けているが、このようなケースは日本では初めてのケースだと言われる。「しかも、博物館が自ら進んで返還したのです。北大や東大などの姿勢とは大違いです」と、差間氏はあきれ果てている。

一部、外国からの返還も出始めたが、国内では、わずかな例外として、次の事例がある。礼幌市は自己老町の象徴空間の慰霊施設に入れるべきだ』と主張したのです。返還を求めるアイヌの中で意見がかかれることになり、裁判は膠着（こうちゃく）した末、取り下げざるをえなくなりました。しかも驚いたことに、新ひだか協会の役員会は、協会の方針に従わないとの理由で、遺骨の地域返還を求めた私たちを除名処分にすると言い出したのです。私（＊葛野次雄氏）は新ひだか協会の総会に出席して自分の思いを述べ、自ら退会しました。そして、志を共にする人たちと2019年9月、静内町神森生活館で新たに『静内アイヌ協会』を設立しました。静内のたくさんのアイヌが会員になってくれました。静内アイヌ協会こそが、アイヌの先住権を主張する私たちアイヌの乗りです。」（『アイヌの権利とは何か』